

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

18歳からの消費生活④ —もうけ話には注意して—

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



マルチ取引のなかでも「〇〇に投資すれば配当があり、人に紹介すれば報酬ももらえる」というような「モノなしマルチ」の相談が10代後半～20歳代の若者で増加しています。

事例

友人からいい話があると言われ、「海外不動産に投資すると仮想通貨で配当ができる。また、投資者を紹介すれば紹介料を受け取れる。借金をしても配当や紹介料で簡単に埋め合わせができる。」と説明を受けた。約130万円を借金し、友人に渡した。後日、セミナーに参加したが、投資の説明はなく、勧誘方法のみの内容だった。不審に思い、解約を申し出たが、返金は半額しかできないと言われた。

注意する ポイント

①もうかる仕組みや実態がわからないものには関わらないようにしましょう。

②勧誘のきっかけは友人や知人からが多いです。断りにくくてもきっぱり断りましょう。

③お金がないと断ると借金などを勧められることがあります。契約しない意思をはっきり示しましょう。

令和3年度も「月1で学ぶ!消費者の賢コツ」でさまざまな消費生活に関する情報を紹介してきました。今後も消費生活の相談体制充実を維持するとともに、啓発活動を推進し、消費者行政の強化に取り組んでいきます。